

令和5年度第4回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和6年2月29日(木) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 505会議室
出席委員	会 長： 西浦 定継(学識経験者 /明星大学建築学部教授) 副会長： 小池 孝範(学識経験者 /弁護士法人 ENISHI) 委 員： 亀山 孝一(事業者団体関係者 /日野市商工会理事) 委 員： 糟谷 敏美(事業者団体関係者 /日野市商工会理事) 委 員： 田辺 真樹 (労働者団体関係者 /全建総連東京都連日野地区協議会) 委 員： 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 /連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)
【次第】 1. 開会 2. 議事 (1) 労働報酬下限額(工事)について (2) 令和6年度公契約条例の手引きについて (3) 令和5年度対象案件の運用状況について(工事・委託) 3. その他 4. 閉会	
2. 議事 (1) 労働報酬下限額(工事)について	
事務局	・令和6年3月から適用される公共工事設計労務単価及び令和6年度労働報酬下限額試算資料についての説明。 ・公表された公共工事設計労務単価において、例年設定のなかった建具工についても示されたため、当該工種の単価算出方法についてご意見を伺いたい。
委員	・工事における、現状の課題は公契約条例の周知や理解を広げることにあるので、労働報酬下限額については昨年と同様の85%がよいのではないかと思います。 ・建具工について、公共工事設計労務単価において示された単価もとに算出すると昨年度の労働報酬下限額よりも下がってしまうがこれまで設定がなく参考値で算出していたので、本来あるべき形に戻して下がってしまうのであれば、いたしかたないと思う。
会長	・労働報酬下限額を設計労務単価の90%で提案しない理由はあるか。
委員	・労働者への聞き取りをしていく中で、公契約条例に関する理解が弱いように感じているので、現状は下限額の変更よりも周知を進めていくことを優先すべきだと思う。
委員	・現在、公契約条例についての周知が第1であるので、その段階のうちに労働報酬下限額の改定する必要はないのではないかと。また、85%の運用で不都合が出ているという話を聞いていないので、現状のままでよいと思う。 ・建具工については、これまで参考で算出されてきた金額が高すぎるようにも

	思える。設計労務単価の数字が設定されたなら、その数字を適用することが大事だと思う。
委員	・ 労働報酬下限額については 85%の運用が妥当かと思う。設計労務単価自体が昨年に引き続き、今年も大幅に引き上げられている中で、90%にしてしまうと事業者側の理解を得るのが難しくなるのではないかと。 ・ 近隣市では前年の設計労務単価の 90%という運用をしている自治体もある。前年の設計労務単価の 90%と今年の設計労務単価の 85%を比較すると、金額的にはほぼ同等となる。このことを踏まえても現在の運用で良いかと思う。 ・ 建具工については今回を機に設計労務単価に合わせる形にした方が適切な賃金を算出できるのではないかと。
委員	・ 全体として統一した金額という意味で言えば、建具工の単価は設計労務単価において新たに示された金額を適用していくべきではないか。
(2) 令和 6 年度公契約条例の手引きについて	
事務局	・ 令和 5 年度公契約条例の手引きからの変更点についての説明。 ・ 公契約条例対象工事についてインフレスライド条項を適用した変更契約を行った際に当該要件に適用する労働報酬下限額を変更しないという方針でよろしいか伺いたい。
委員	・ インフレスライド適用時の運用方針については変更する必要はないと思う。
委員	・ インフレスライドの適用時の労働報酬下限額の変更対応は難しいかと思う。工事の途中で単価を変えて賃金台帳の提出をさせることが事業者への負担になることや物価の変動を起因としているもののため、基本的には賃金も上がっている想定の中で、あえて下限額を変更する意味は薄いように思える。公契約条例の対象として労働報酬下限額の再設定をする必要はないのではないかと。
委員	・ 下請け契約におけるルールの整備のされていない中で、労働報酬下限額のみを設定は必要ないと思う。現状インフレスライド条項を適用しても、労働報酬下限額の再設定は必要ないと思っている。
(3) 令和 5 年度対象案件の運用状況について（工事・委託）	
事務局	・ 令和 5 年度の運用状況についての説明。
委員	・ 学童・給食関係の委託について、最低賃金に揃えている事業者が多いため、条例の中で労働報酬下限額の引き上げをする必要があるのではないかと。 ・ 工事だけではなく委託に関しても事業者がちゃんとした給料を支払えるような金額での委託契約を行ってほしい。
3. その他	
委員	・ 工事に関して対象案件を 1 億円以上としているが、次期審議会ではその金額を引き下げていく取り組みをしていただきたい。地域の会社が行っている 1 億円に届かないような工事に携わっている事業者の労働者が高額な公契約条例対象案件を請負う大きい会社に流れてしまえば本条例の意味がない。そのため、対象範囲を広げてこれまで対象とならなかった低価格帯の工事やそれを請負う事業者に対しても適用が進むとよいと思う。

委員	・ 公契約条例の試行工事というものをやってみるのもよいのではないか。その反応を見て今後の公契約条例の適用について検討していけばよいと思う。
会長	・ 試行にて何が問題で、どう組み込むべきかを検討していけばよい。
委員	・ 適正な積算に基づいた工事の発注に繋げるためにも公契約条例というものが有効に使えるのであれば使っていくべき。